

報告第1号

専決処分事項報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についての規定により、別紙のとおり専決処分したので、同法同条第2項の規定に基づき報告する。

令和3年3月3日 提出
三宅町長 森田 浩 司

(仮称) 三宅町複合施設新築工事請負契約の変更の締結に関する専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定についての規定により、工事請負契約の締結に関する議決の一部変更について、次のとおり専決処分とする。

令和3年2月12日
三宅町長 森田 浩司

- 1 議案番号 令和2年議案第29号(令和2年6月5日議決)
- 2 工 事 名 (仮称) 三宅町複合施設新築工事
- 3 契約の相手方 奈良市油阪町446-6
株式会社 森組 奈良営業所
所長 藤本 敏夫
- 4 変 更 事 項 変更前 契約金額 金 763,507,800 円
変更後 契約金額 金 767,397,400 円
- 5 変 更 理 由 家具工事及び電気設備工事等の見直しを行ったため。